

◎佐賀県条例第39号

佐賀県立地域生活リハビリセンター条例の一部を改正する条例

佐賀県立地域生活リハビリセンター条例（平成22年条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(設置) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。） <u>第5条第1項</u> に規定する自立訓練及び <u>同条第18項</u> に規定する特定相談支援事業を実施するため、佐賀県立地域生活リハビリセンター（以下「センター」という。）を設置する。	(設置) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。） <u>第5条第12項</u> に規定する自立訓練及び <u>同条第19項</u> に規定する特定相談支援事業を実施するため、佐賀県立地域生活リハビリセンター（以下「センター」という。）を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。